

笠間市スポーツ推進計画



平成30年3月
笠間市教育委員会

は じ め に

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進等のために行われる運動競技、その他の身体活動とともに、世代を超えた地域社会交流や、スポーツ大会等を通じた社会・経済活動の活性化など、数多くの役割を担っています。こうしたことから、本市では、平成20年3月に「笠間市スポーツ振興計画」を策定し、スポーツを通して、市民が幸福で豊かな生活を営むことができるように、いつでも、どこでも、誰とでも、いつまでも気軽にスポーツに親しめるよう様々な施策に取り組み、一定の成果を上げてきたところです。

しかし、10年が経過し、この間、国においては、平成22年に「スポーツ立国戦略」が策定され、平成23年に「スポーツ基本法」が施行されるなど、スポーツを取り巻く環境が大きく変化するとともに、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催が決定されるなどの動きがありました。今後、日本のスポーツが大きく発展すると期待されているところです。また、県においては、平成31年に全国最大のスポーツの祭典である「第74回茨城国体」が開催されることから、県民のスポーツへの関心を高めるとともに、健康・体力の保持増進と競技力向上を図りながら、心豊かでたくましい人づくりにつながる取り組みを推進しようとしています。

そこで、本市では、こうした環境変化を踏まえ、市民のスポーツ実施率の向上、スポーツ活動の推進、トップアスリートの育成、スポーツボランティアの活動促進を図ること、さらには、オリンピックのホストタウンの登録を契機に、市民の国際交流や若い世代のスポーツ交流を進めることなど、今後5年間に取り組むべきスポーツ推進に関する施策を明らかにした「スポーツ推進計画」を新たに策定することといたしました。

新たな計画では、生涯にわたりスポーツ活動に親しむことができるよう、市民、地域、スポーツ・レクリエーション関係団体、また、障がい者にも配慮し、様々な形でスポーツを身近に楽しむことのできる環境を整えてまいりたいと考えております。

一方、スポーツ施設は災害時に市民の避難場所となることから、既存施設の耐震性を確保するとともに、老朽化した施設の整備・拡充が求められ、施設整備による市民の安全安心を確保していくことも重要であると考えております。

最後に、本計画を策定するにあたり、ご尽力をいただきました笠間市スポーツ推進審議会委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました関係者、関係団体の方々に心から感謝を申し上げます。

平成30年3月

笠間市教育委員会教育長 今 泉 寛

目 次

第1章 総 論

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 スポーツの定義	3

第2章 施策の方針

1 生涯スポーツの振興	6
ア スポーツに親しめる機会の提供	6
(ア) 誰もが身近にスポーツに親しめる環境づくり	6
(イ) スポーツ大会の活性化	7
(ウ) 家庭・地域におけるスポーツの充実	8
2 茨城国体、東京オリンピック・パラリンピックに向けた取り組みなど 競技スポーツの推進	10
ア 茨城国体、東京オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツの振興	10
(ア) 茨城国体や東京オリンピック・パラリンピックに向けた市民の意識高揚	10
(イ) 郷土代表競技者の応援及びボランティアによる大会参画	11
(ウ) ホストタウンによる参加国との交流促進	11
(エ) 競技スポーツの推進(充実)	12
イ 笠間市の特色を活かしたスポーツの推進	13
(ア) 特色あるスポーツの推進	13
(イ) 「する」だけではなく「みる」「ささえる」機会の創出	14
3 スポーツ施設の整備充実	15
ア スポーツ施設の整備充実と利用拡大	15
(ア) スポーツ施設の計画的な整備と維持管理	15
(イ) 地域の交流の場としての学校体育施設の活用促進	17
4 スポーツ関連団体の育成・連携強化	18
ア スポーツ関連団体の育成・連携強化	18
(ア) 体育協会、スポーツ少年団の育成・強化	18
(イ) スポーツ推進委員協議会の支援及び連携	19
(ウ) 指定管理者との連携	20

5	人材育成	21
ア	スポーツ指導者の育成（人材育成）と確保	21
（ア）	指導者の養成・確保	21
（イ）	専門的知識を備えた指導者の養成・確保	21

関連資料

1	スポーツ施設関係概要	23
2	スポーツ推進計画用語	27
3	笠間市スポーツ推進計画の策定経過	27
4	笠間市スポーツ推進審議会委員名簿	28
5	笠間市スポーツ推進審議会条例	28
6	笠間市スポーツ推進審議会規則	29
7	スポーツ基本法（抜粋）	30

第1章

総論

1 計画策定の趣旨

平成23年6月に制定されたスポーツ基本法※1（平成23年法律第78号）前文及び第2条第1項において、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であり、スポーツは、青少年の健全育成，地域社会の再生，健康で活力に満ちた長寿社会の実現，社会・経済の活力の創造，国際的な交流・貢献など，国民生活において多面にわたる意義と役割が期待されています。

本市においても，スポーツ基本法のこれらの趣旨に基づき，市民がいつでもどこでもスポーツに親しむことのできる環境の整備と，主体的，継続的なスポーツ活動の支援，また，地域に根付いたスポーツの振興を目指すため，「笠間市スポーツ推進計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

※1 スポーツ基本法

昭和36年に制定されたスポーツ振興法を50年ぶりに全面改正したもの。スポーツに関し基本となる理念や施策の方向性等を定めた法律。平成23年8月から施行。

2 計画の位置付け

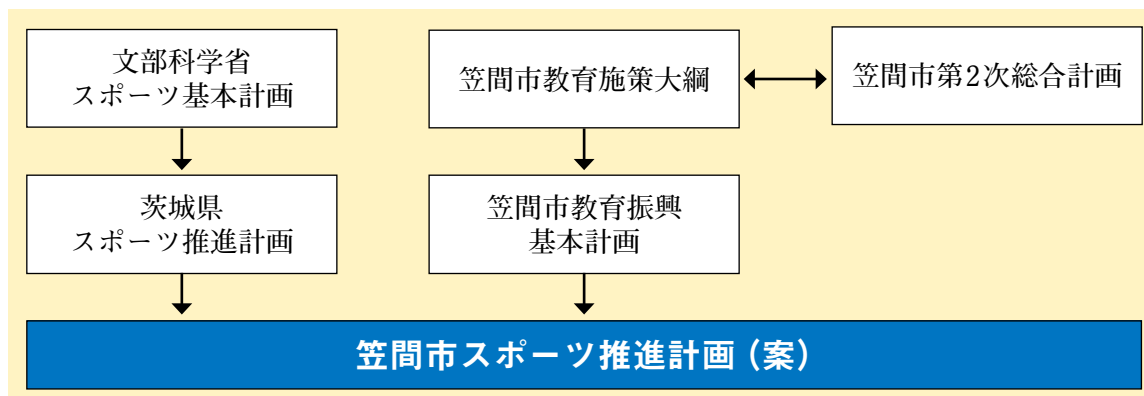
本計画は，スポーツ基本法第10条第1項の規定に基づく，「地方スポーツ推進計画」として笠間市教育委員会が策定するものです。

策定にあたっては，国が策定した「スポーツ基本計画※2」及び「茨城県スポーツ推進計画」を参酌するとともに，「笠間市第2次総合計画（以下「市総合計画」という。）」「笠間市教育施策大綱」及び「笠間市教育振興基本計画」（以下「市教育基本計画」という。）など市の上位計画の内容を踏まえたものとし，本市の各種計画と連携しながらスポーツ施策を推進していくための具体的な推進計画とします。

※2 スポーツ基本計画

平成24年3月にスポーツ基本法の規定に基づき，国が策定した計画。「スポーツ基本計画」は，スポーツ基本法の規定に基づき，スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要な指針として位置付けられるもの。（第2期計画は，平成29年度から平成33年度までの5年計画）

計画の位置付け



3 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。なお、当該期間内において、市総合計画や市教育基本計画など上位計画の見直しや社会状況の大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

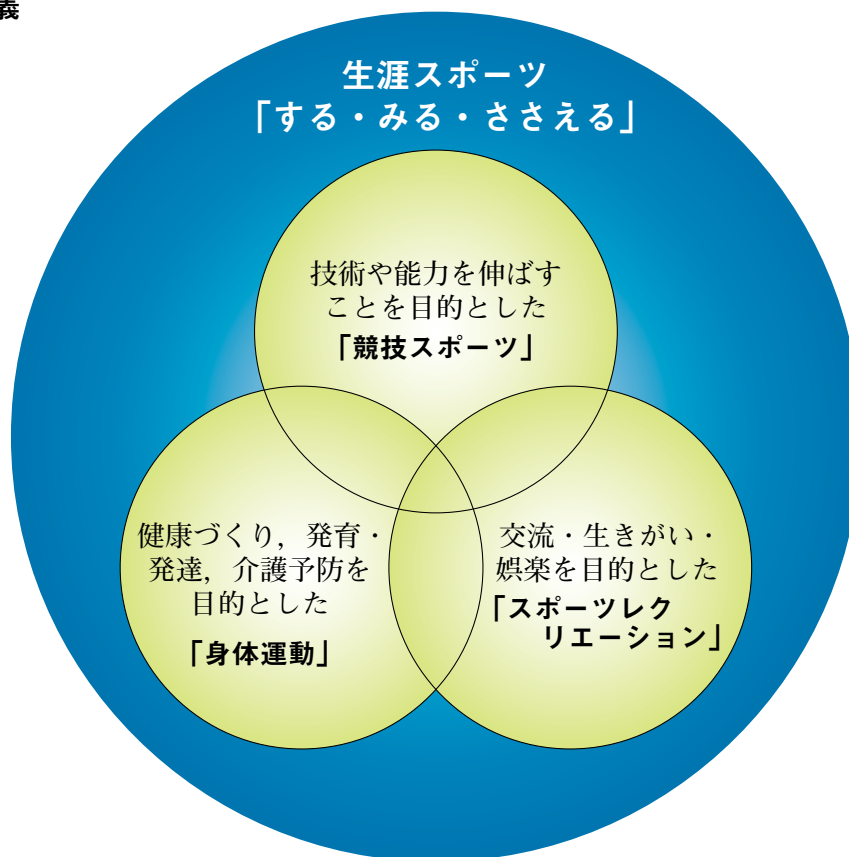
平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
第2次笠間市総合計画									
笠間市教育施策大綱				第2次笠間市教育施策大綱					
笠間市教育振興基本計画					第2次笠間市教育振興基本計画				
笠間市 スポーツ 振興計画	笠間市スポーツ推進計画					第2次笠間市スポーツ推進計画			

4 スポーツの定義

本計画における「スポーツ」とは、技術や能力を伸ばすことを目的とした競技スポーツをはじめ、年齢や性別、障がい等を問わず、広く市民が体力や健康の保持・増進、介護予防等を目的とした軽い運動、ストレスの解消、家族・仲間や地域住民との交流を目的としたレクリエーション等、生活を豊かにするあらゆる自発的な身体運動を含みます。

また、スポーツの観戦やスポーツ活動を支えるボランティア（サポーター）や指導者の育成等、「みる」「ささえる」機会を創出する観点からのスポーツを含むものとします。

スポーツの定義



第 2 章

施策の方針

1 生涯スポーツの振興

(1) 現状と課題

■スポーツは、健康の保持・増進、体力の向上に役立つとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会づくりにつながるもので、「健康都市かさま」の実現に向けて非常に重要な要素の一つです。特に児童生徒にとっては、人間形成に大きな影響を与えるものであり、心身の両面にわたる健全な発達に不可欠なものです。

■本市では、本計画において「いつでも、どこでも、だれとでも、いつまでも気軽にスポーツに親しめる」環境整備に努め、併せて開祖修練の地である合気道や市内に施設が多く、優秀な選手を輩出しているゴルフなど、笠間市の特色あるスポーツの推進のほか、スナッグゴルフなどのニュースポーツの普及にも力を入れています。

(2) 目標

○いつでも、どこでも、だれとでも、いつまでも気軽にスポーツに親しめる環境を構築し、スポーツ大会、スポーツ教室の参加者数の増加を図り、成人のスポーツ実施率を高めるとともに、スポーツ観戦やスポーツへのボランティア参加を含めたスポーツに関わった人の割合の向上を目指します。

(3) 施策の内容

ア スポーツに親しめる機会の提供

教育、福祉、保健など各分野との連携を図りながら、各世代や状況に応じたスポーツの機会確保とスポーツを通じた市民交流を促し、誰もが身近にスポーツに親しめる環境づくりを推進します。また、全国規模のスポーツ大会の招致や、姉妹都市とのスポーツ交流活動、マラソン大会などの一層の活性化を図ります。



アイススケート教室



ハーフマラソン大会



市民運動会

(ア) 誰もが身近にスポーツに親しめる環境づくり

スポーツの効能は、子どもの場合は基礎体力の向上、高齢者の場合は体力維持ならびに生きがいづくりなど、世代によって多種多様であり、笠間市健康づくり計画などと連携し、すべての世代、体力に応じてスポーツを行うことができる環境の創出を図ります。

a. 気軽に実施できるスポーツの推進

ニュースポーツは、柔軟性のある競技規則と適度な運動量を備えて、年齢・性別・運動能力などにかかわらず、皆で楽しめるように考案されているため、誰もが気軽にスポーツを楽しむこと

ができます。

このためには、スポーツ推進委員、スポーツレクリエーション団体などと連携し、ニュースポーツの紹介や指導、大会等を実施し、積極的な普及・振興・団体の支援に努める必要があります。

このことから、ニュースポーツや気軽に取り組めるスポーツ教室、イベント等を開催するなど、多種多様なスポーツ機会の提供に努めます。

b. 外遊びの推進

子どもの運動機会の充実を図るため、放課後のグラウンド活用の促進や、公園や広場などの屋外において楽しめる遊具等の整備に努めます。

c. スポーツによる健康づくりの推進

健康意識の向上を図るため、市民の日々の健康・体力づくりの促進に努めます。

d. 親子スポーツの促進

子どもの体力づくりと保護者や家族のスポーツへの参加を促進するため、親子・家族を対象とした「親と子のスポーツ教室（仮称）」を開催し、スポーツに親しむ機会を増やします。

e. 指定管理者によるスポーツに親しめる機会及びスポーツ情報の提供

市が実施する事業に加え、指定管理者による各種イベントやスポーツ教室の開催など、市民がスポーツを気軽に行える環境や健康増進のための幅広い機会を提供します。また、市民のスポーツ活動への参加を推進するため、指定管理者との連携も図りながら、スポーツイベントやスポーツ教室等の情報提供に努めます。

（イ）スポーツ大会の活性化

年数を重ねてきたハーフマラソン大会など各種スポーツ大会については、毎年多数の参加者を見込める大会ではあるものの、代わりばえのないものになること無く、競技参加者は何を求めているか、絶えず情報を入手し、新たな取り組みを取り入れることによって、更なる参加者数の増加を図ります。

a. かさま陶芸の里ハーフマラソン大会事業の充実

笠間市の合併を記念して平成18年度に約2,700名のランナーを迎え「かさま陶芸の里マラソン大会」を開催しました。大会は年々盛会となり、平成25年度からは、日本陸上競技連盟公認コースによるハーフマラソンの部を導入し「かさま陶芸の里ハーフマラソン大会」に名称を変更して開催しており、5,000名を超えるランナーが集う大会として定着してきています。

大会は、実行委員会を中心に、行政、茨城陸上競技協会、体育協会、関係団体、ボランティア等の協力のもと運営しており、今後は、市民と参加者の交流が図られ、参加される多くの選手の記憶に残り、また参加したいと思える大会となるよう努めます。

また、笠間市の特産品、食、観光を全国に発信する良い機会でもあることから、関係部局や関係団体との連携についても強化していきます。

b. 県下中学校交歓笠間市駅伝大会の内容充実

昭和39年東京オリンピックの開催を記念して始まった中学生対象の駅伝大会も平成29年度で55回を数え、男女合わせて100を超えるチームが参加し、県内でも歴史ある大会と位置付けられています。今後は、より一層の交歓、スポーツマンシップの涵養が図られるよう内容の充実に努めます。

c. 姉妹都市スポーツ交流

現在、市では栃木県矢板市と相互のマラソン大会参加による市民交流を行っており、今後は、マラソン大会のみならず、体育協会やスポーツ少年団などの関係団体を含めた市民レベルでの交

流が一層図られるよう働きかけを行います。また、他の姉妹都市とのスポーツ交流の実施についても推進していきます。

d. 全国規模のスポーツ大会の誘致

全国規模の大会やトップレベルの競技会を開催することにより、体育施設の充実、市内競技団体の強化、市民のスポーツに対する意識の向上など様々な波及効果をもたらします。今後は、施設の状況や環境を考慮しながら、関係団体と連携を図り、全国規模の大会やトップレベルの競技会の招致を検討していきます。

(ウ) 家庭・地域におけるスポーツの充実

子どもから高齢者まで、家庭や地域においても気軽にスポーツに取り組めるよう啓発・支援等に努めます。

a. 家庭におけるスポーツ活動と支援

子どもの望ましい運動・スポーツ習慣や生活習慣の形成、健全な心の在り方などは、家庭の在り方に大きく起因します。家庭において、積極的な生活習慣の改善、家族での戸外での遊びやスポーツを奨励するとともに、親自身が健康やスポーツの価値・必要性を認識し、親から子へ孫へと伝承するよう啓発・支援に努めていきます。

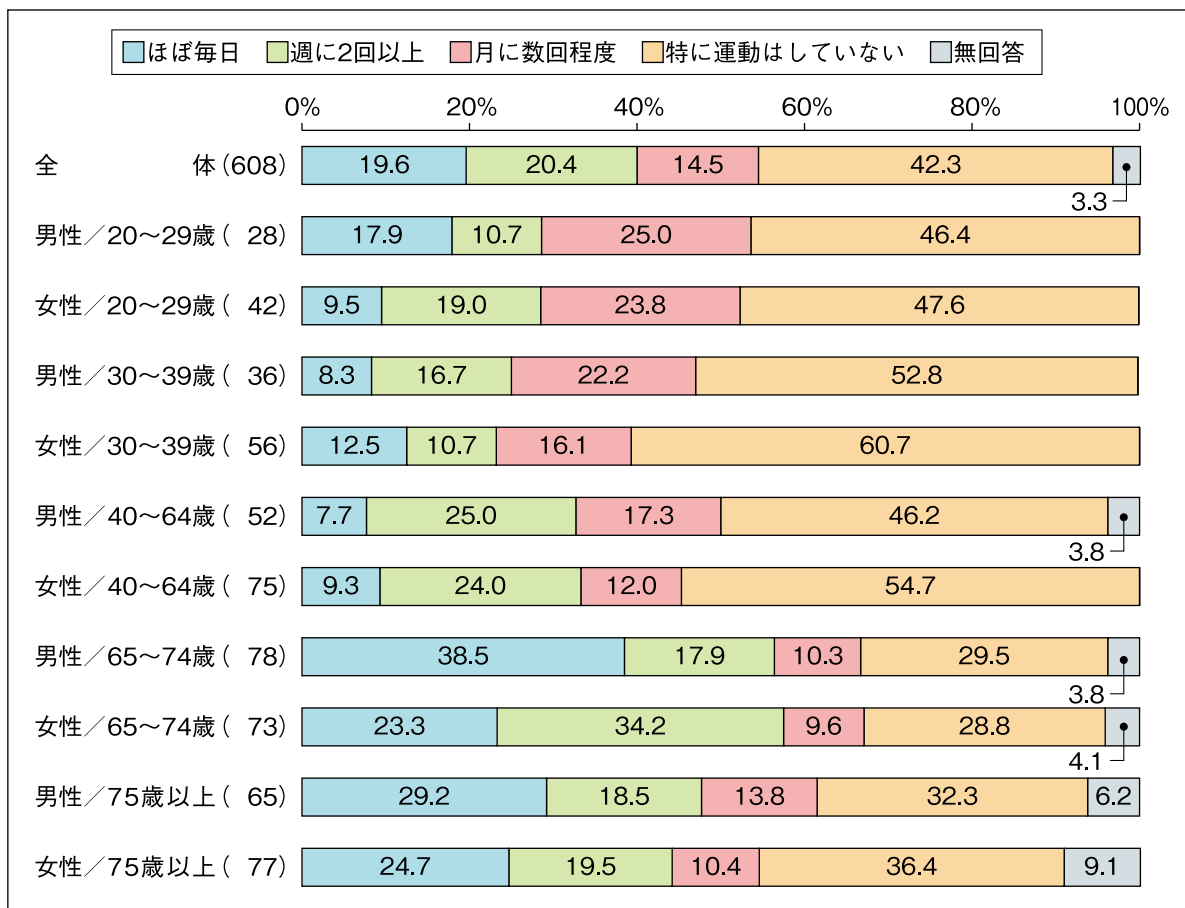
b. 地域スポーツの参加機会と参加者の拡充

子どもたちのスポーツへの参加機会は、スポーツ少年団や子ども会、学校での部活動などが中心であり、スポーツをする子ども・しない子どもの二極化が進行しつつあります。また、急激な高齢化社会の中で、高齢者の健康保持は今後の重要課題となっています。そこで、多様化するニーズへの幅広い対応（子どもスポーツ活動、高齢社会における健康・体力づくり、障がい者のスポーツ参加等）を図るため、地域の特性を踏まえた事業の促進やスポーツ参加機会を身近にするため、スポーツ教室や大会・行事の参加対象者等の見直しを行い、スポーツに対する苦手意識のある子どもや高齢者・障がい者が気軽に楽しめるスポーツ教室や地域別スポーツ教室・大会の開催に努めます。

《具体的な取り組み》

- ◆ニュースポーツの普及・啓発、イベントの開催
- ◆子どもたちの外遊び、スポーツ活動の奨励
- ◆健康・体力づくりの推進
- ◆各種スポーツ教室の開催
- ◆スポーツ情報の提供
 - ・スポーツイベントや大会等の情報発信
 - ・公共スポーツ施設ガイドブックの作成
- ◆かさま陶芸の里ハーフマラソン大会の充実
- ◆県下中学校交歓笠間市駅伝大会の充実
- ◆姉妹都市スポーツ交流の推進
- ◆全国高等学校合気道演武大会の誘致・開催
- ◆地域スポーツクラブ指導者等の活用
- ◆スポーツ・レクリエーション大会の開催と参加支援

《参考：運動習慣》



資料 笠間市健康づくり計画「平成28年度笠間市健康づくりアンケート」より
 (注) パーセンテージの合計は、100%とならない場合があります。

2 茨城国体，東京オリンピック・パラリンピックに向けた取り組みなど競技スポーツの推進

(1) 現状と課題

- 茨城国体，東京オリンピック・パラリンピックに向けた機運の醸成や，キャンプ地の誘致を進め，多くの選手や観客等の来訪を契機に，地域の活性化につなげることで，またトップスポーツと地域・学校との連携・協働の推進，生涯スポーツのさらなる普及・振興が求められます。
- 平成31年に「翔べ 羽ばたけ そして未来へ いきいき茨城ゆめ国体」(茨城国体)が開催され，本市においては，正式競技3競技「ゴルフ(少年男子・女子)」・「軟式野球(成年男子)」・「クレー射撃(全種目)」，デモンストレーションスポーツ「合気道」が実施されます。
- 笠間市では，平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けた機運の醸成を図っており，タイ王国(ゴルフ競技)及びエチオピア連邦民主共和国(陸上競技)のホストタウンとして本市が国の登録を受けるなど，東京オリンピック・パラリンピックの開催により多くの選手・観客等が来訪することを契機とした，地域の活性化が求められます。

(2) 目標

- 笠間市ならではの特色を活かしたスポーツを推進するとともに，茨城国体，東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会を契機として，スポーツの振興を図り，スポーツに関わる市民の割合を高めます。

(3) 施策の内容

ア 茨城国体，東京オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツの振興

- 茨城国体における各競技の運営は，会場地となる自治体が行うこととなるため，国体運営に必要な組織の設置準備から組織運営を行い，茨城国体の成功及びスポーツ・レクリエーション・競技スポーツの振興を図ります。さらに，市民と参加者の交流が図られ，「笠間市の魅力を発信する大会」となるよう努めます。
- 茨城国体や東京オリンピック・パラリンピック等の大規模なスポーツイベントを契機に，トップスポーツと地域・学校との連携・協働の推進，さらに，スポーツへの関心を高めることによる生涯スポーツのさらなる普及・振興を図っていきます。



茨城国体マスコットキャラクター



中学駅伝での国際交流



エチオピア・フェスティバル

(ア) 茨城国体や東京オリンピック・パラリンピックに向けた市民の意識高揚

スポーツの効能は，子どもの場合は基礎体力の向上，高齢者の場合は体力維持ならびに生きがい

づくりなど、世代によって多種多様です。そこで、すべての世代、体力に応じてスポーツを行うことができる環境の創出を図ります。

a. 茨城国体推進事業

競技会の円滑な事務及び事業を行うことを目的に設立した市国体実行委員会により、基本方針の基本目標である(1)笠間の魅力を発信する大会、(2)笠間の特色を活かし、創意工夫を凝らした大会、(3)おもてなしの心で創る大会、(4)スポーツの推進を図る大会の実現に向け、取り組みを推進します。

b. 障がい者アスリートとの交流機会の提供

学校や福祉部局と連携し、日本または世界を代表する障がい者アスリートを招聘し、講演会や実技講習会など交流機会を提供することにより、障がい者スポーツへの関心を高め、理解促進を図ります。

(イ) 郷土代表競技者の応援及びボランティアによる大会参画

スポーツ大会やイベント事業を側面から支えるスポーツボランティアを育成し、スポーツにおけるボランティア活動に気軽に参加し、継続的な活動ができる仕組みづくりに取り組みます。

a. 郷土代表アスリートの応援

茨城国体や東京オリンピック・パラリンピックでは、トップアスリートを間近で見ることができ、好機であり、特に県代表選手や日本代表選手といった郷土代表アスリートを応援する機会の創出に努めます。

b. スポーツボランティアの活動推進

茨城国体では、正式3競技と1デモンストレーションスポーツが市内で行われ、全国から訪れる選手、関係者をおもてなしする市民の運営ボランティア、大会広報、PR活動を行う広報ボランティアにより大会の円滑運営を図ります。

また、茨城国体、東京オリンピック・パラリンピック競技を契機にボランティアの育成を図り、スポーツにおけるボランティア活動に市民が気軽に参加できる仕組みづくりを推進します。

(ウ) ホストタウンによる参加国との交流促進

笠間市は、タイ王国、エチオピア連邦民主共和国、台湾のホストタウン※3として、東京オリンピック・パラリンピックの参加国を応援します。また、参加選手と市民の交流を推進します。

※3 ホストタウン

オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により多くの選手・観客等が来訪することを契機に、地域の活性化等を推進するため、事前キャンプの誘致等を通じ大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体のこと。

a. 東京オリンピック・パラリンピックホストタウン推進事業

市は、平成28年6月にタイ王国、平成29年7月にエチオピア連邦民主共和国、平成30年2月に台湾を相手国・地域として東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンに登録されました。

タイ王国とは陶炎祭(ひまつり)でのタイフェスティバル、陶芸大学校への研修生の受け入れなどエチオピア連邦民主共和国とは、ハーフマラソン大会、エチオピア・フェスティバルinかさ

まなど、それぞれの国と市民らの交流を既に始めています。

今後も大会前、大会中、大会後と、相手国のトップアスリートやジュニアアスリートとの交流及び市民相互の交流を継続・拡大するための施策を推進します。

(エ) 競技スポーツの推進（充実）

競技スポーツの一層の充実を図るため、スポーツ団体や関係機関と連携し、競技人口の拡大、競技者の育成、競技水準の向上などに努めます。

a. 競技スポーツイベントの誘致及び開催

笠間市体育協会をはじめ各種スポーツ団体等と連携・協力し、全国レベルの大会を誘致するなど、ハイレベルな競技に接する機会を提供することにより、市民のスポーツへの興味・関心を高め、活動意欲の向上を図ります。

b. スポーツ激励金交付による支援

全国大会や国際大会等に出場する選手・団体に対して、スポーツ激励金を交付し、選手らが今後においてもより高いレベルの競技力が保持、強化できるように支援を継続していきます。

c. スポーツ国際交流員（S E A）採用によるスポーツ指導

J E Tプログラム※⁴を活用し、スポーツ指導やスポーツ関連事業の立案の補助などを行うスポーツ国際交流員（S E A）※⁵を海外から採用し、小・中学校での特定種目のスポーツ専門家としてスポーツトレーニング方法などの指導を行い、生徒らの競技水準の向上を図ります。

d. トップアスリートの育成

大学や各種スポーツ団体等と連携を図り、トップアスリートの輩出を目指します。

※4 J E Tプログラム

「語学指導等を行う外国青年招致事業」（The Japan Exchange and Teaching Programme）の略称で、地方自治体が総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会（C L A I R）の協力の下に実施するもの。

※5 スポーツ国際交流員（S E A）

S E A（Sports Exchange Advisor）は、主に地方公共団体に配属され、スポーツ指導等を行う。特定種目のスポーツ専門家として、スポーツトレーニング方法やスポーツ関連事業の立案の補助などを通じて、国際交流活動に従事する。

《具体的な取り組み》

- ◆茨城国体の推進
- ◆障がい者スポーツ団体との連携
- ◆茨城国体笠間市開催競技の観戦推進
- ◆東京オリンピック・パラリンピックでの応援機会の創出
- ◆スポーツボランティアの育成
- ◆ホストタウン相手国とのスポーツ交流の推進
- ◆トップアスリートから指導が受けられる機会の提供
- ◆全国大会等の誘致
- ◆競技スポーツ活動への支援
- ◆スポーツ国際交流員（S E A）による小・中学校等でのスポーツ指導

イ 笠間市の特色を活かしたスポーツの推進

- 開祖修練の地である合気道や世界大会で活躍する選手を輩出しているゴルフなど、本市の特色あふれるスポーツの推進を図ります。
- 本市のスポーツの特性や自然環境、またスポーツを目的に本市を訪れる人々に対し、誘客の期待出来るスポーツ大会に取り組むとともに、観光との連携により、満足度の高いスポーツツーリズム※⁶の提供に努めます。

※6 スポーツツーリズム

スポーツイベントの参加者と開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取り組み。スポーツを見に行くための旅行およびそれに伴う周辺観光や、スポーツを支える人々との交流などスポーツに関わる様々な旅行のこと。



全国高等学校合気道演武大会



市長杯スナッグゴルフ大会



オリンピックによる出前授業

(ア) 特色あるスポーツの推進

笠間市は、合気道やスナッグゴルフをはじめとした特色あるスポーツや伝統ある大会がある一方、豊かな自然環境も有していることから、他市にはない笠間市ならではの特色を生かしたスポーツの推進を図ります。

a. 合気道の支援

合気道開祖の修練の地として、合気道スポーツ少年団や体育協会合気道部が活動しており、今後も地域に根ざした合気道の拡大普及を図ります。

また、平成31年に開催される茨城国体デモンストラレーションスポーツ「合気道」を支援します。

b. スナッグゴルフの推進

小学生を対象としたスナッグゴルフ競技が盛んであり、市内のゴルフ場の全面協力を得て、市長杯の開催、全国スナッグゴルフ大会地区予選会の支援をし、これまでの取り組みが成果として現れはじめており、スナッグゴルフ経験者からプロ選手も生まれ活躍しています。

このため、今後もスナッグゴルフ競技を推進し、ゴルフ人口の底辺拡大を図ります。

c. スポーツ資源を活用したスポーツツーリズムの提供

本市のスポーツの特色としては、ハーフマラソン大会や中学駅伝等の中長距離競技が伝統的に盛んであることが挙げられます。また、市内にはゴルフ場が多々あることから、これらのスポーツ資源を生かした誘客の期待できるスポーツ大会やイベントの誘致・開催により、地域特性（特色）を活かした取り組みを行います。

d. 地域資源（自然環境）をスポーツ資源とした自然体験型スポーツの推進

既存のスポーツ施設を活用することだけでなく、吾国山や愛宕山、涸沼川など本市の山が多く森林や河川も有するという地域資源（自然環境）をスポーツ資源としたハイキングやトレイルラ

ン、サイクリングなど、特色ある自然、地域性を最大限に活用した自然体験型スポーツの推進に努めます。

(イ)「する」だけではなく「みる」「ささえる」機会の創出

スポーツは「する」だけではなく「みる」ことや、「ささえる」ことによっても生きがいや感動などを得ることができます。このため、これらの機会の創出に努めます。

a. 「みる」「ささえる」スポーツの充実

スポーツは「する人・みる人・ささえる人」すべての人々に感動と勇気を与えます。スポーツにふれあうことにより、生涯を通じて生きがいを実感できるものとなります。

市民とトップアスリートとが触れ合う機会を設け、市民が主体的にスポーツに取り組み、観て楽しみ、応援する等、スポーツがもつ多様な意義を実感し、自らの生活の一部としてスポーツに取り組むことを支援します。

b. トップアスリートによる講演会や教室、交流会の実施

トップアスリートやプロ選手等を招き、講演会やスポーツ教室を企画し、多くの市民と競技者がふれあい、夢や希望を与える機会を創出します。

c. 水戸ホーリーホックとの更なる連携

ホームタウンの一つとなっている水戸ホーリーホックなどのプロチームの支援を通じて、スポーツを「する」だけでなく「みる」「ささえる」機会の創出に努め、スポーツが持つ感動などの醍醐味を実感できるように努めます。

《具体的な取り組み》

- ◆中学校での合気道授業の充実
- ◆市長杯スナッグゴルフ大会
- ◆市内ゴルフ場との連携強化
- ◆トレイルラン大会の支援
- ◆センチュリーラン（サイクリング大会）への支援
- ◆プロゴルフ選手とのスナッグゴルフ大会
- ◆プロゴルフ選手講演会
- ◆プロゴルフツアートーナメントの見学
- ◆水戸ホーリーホック・ホームタウン地域交流事業

3 スポーツ施設の整備充実

(1) 現状と課題

- 市民がスポーツ活動を行ううえで、安全・安心にスポーツを楽しむためにも、誰もが施設を快適に利用できるようバリアフリー・ユニバーサルデザインへの配慮が求められます。一方、スポーツ施設は災害時の避難場所に指定されているため、東日本大震災のような大規模災害時には防災活動の拠点となるなど、市民生活にとって大きな役割を担っていることから、施設の改修、修繕を計画的に行うことが求められています。
- 施設の効用を高めるため、平成29年4月現在、笠間市民体育館、笠間市総合公園、岩間総合運動公園、笠間武道館及び岩間海洋センターのスポーツ施設について指定管理者による施設の管理・運営を行い、多様化する市民ニーズに対応し、市民サービスの向上を図っています。
- 学校体育施設は、市民に広く利用されており、利用率が高い状態にあります。学校体育施設は、市民のスポーツ実践の場の一つであり、活発な交流が期待されるコミュニケーションの場としての役割が求められています。

(2) 目標

- スポーツを楽しむ環境の充実を図ります。
- 快適にスポーツができる場所づくり空間づくりに努めます。

(3) 施策の内容

ア スポーツ施設の整備充実と利用拡大

- 誰もが施設を快適に利用できるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した施設の計画的な改修、修繕を図ります。
- 指定管理者と連携した適切な指定管理施設の維持・管理及び直営施設の適切な維持・管理に努めます。
- 市民の身近なスポーツの実践の場、地域のコミュニケーションの場として、学校体育施設を市民に開放します。



笠間市民球場



笠間市民体育館

(ア) スポーツ施設の計画的な整備と維持管理

施設の老朽化により今後益々維持管理費が増大していくことが懸念されます。このため、市民利用に供している既存施設については、安全で快適なスポーツ活動の場としてはもとより、災害時の避難場所として指定されている施設もあることから、利用者ニーズや災害時に対応できるよう年度毎に適正な修繕予算を確保しながら、安心・安全かつ快適な施設環境が提供できるよう努めるとともに、スポーツ施設用地の取得及び整理について検討する必要があります。

a. 既存施設の改修・充実

笠間武道館については、老朽化が著しいことから、新たに市民体育館を補完する施設として、柔道場、剣道場及び弓道場を併設して整備することを検討します。

また、老朽化が著しく現在使用していない笠間市総合公園旧テニスコートについても、市民や利用者の要望を踏まえ、他のスポーツ施設への転換など、敷地の有効活用について検討します。

さらには、障がい者スポーツが実施できる環境構築に努めます。

b. 施設管理の効率化の推進（施設の分類）

市内のスポーツ施設は、笠間市総合公園や笠間市民体育館の市域全体をカバーし、市内の大会はもとより、広域的な大会等が開催できる市を代表して核となる施設と、柿橋グラウンドや笠間市岩間総合運動公園などの地域住民がスポーツ・レクリエーションに気軽に親しめる日常生活圏エリアの施設とに大きく分類されることから、その効率化を図るとともに施設機能の整備やリニューアルを進め、老朽化している既存施設の現状を把握し、計画的に施設の整備に取り組みます。

c. 施設管理の効率化の推進（利用者の視点）

スポーツ施設が、安全で安心して利用できる維持管理の徹底に努めるとともに、利用者の視点に立った利用しやすいスポーツ施設の運営について検討していきます。

d. 使用料の定期的な見直し

財政的な観点からも維持管理費に見合う管理方法や使用料について、定期的に見直すことが必要です。

このため、市民ニーズを的確に把握し、社会情勢を考慮したうえで、5年毎に使用料を見直します。

笠間市のスポーツ施設一覧

施設名	所在地	用途
笠間市民体育館	笠間市石井2068-1	体育館、会議室
笠間武道館	〃	柔道場、剣道場、弓道場
笠間市総合公園	笠間市箱田867-1	多目的広場、市民球場、管理棟、芝生スポーツ広場、テニスコート（砂入人工芝コート）、ピクニック広場、グラウンドゴルフ広場
高田運動公園	笠間市福田3012-1	野球場
南山スポーツ公園	笠間市北吉原321-1-外	野球場
柿橋グラウンド	笠間市鯉淵6525-18	野球場、ソフトボール
柿橋テニスコート	笠間市鯉淵6526-32	テニスコート（ラバーコート）
鴻巣グラウンド	笠間市鴻巣525-10	野球場、ソフトボール
北山グラウンド	笠間市平町1416-62	野球場、ソフトボール
大原グラウンド	笠間市小原4118-1	野球場
北川根ふれあい広場	笠間市湯崎1111-1	野球場、多目的広場、休憩広場、遊具広場
橋爪弓道場	笠間市橋爪604	弓道場
岩間海洋センターB & G	笠間市押辺2259-1	プール、体育館
岩間総合運動公園	〃	多目的広場（野球場、ソフトボール場、サッカー場）、ターゲットバードゴルフ場、芝生多目的広場

岩間運動広場	笠間市泉1956－1	野球場
岩間工業団地テニスコート	笠間市安居2600－31	テニスコート（砂入人工芝コート）
岩間武道館	笠間市下郷5022－1	柔道場，剣道場
ゆかいふれあいセンター	笠間市長兎路仁古田入会地 1－171	温水プール，トレーニング室，スタジオ， グラウンド，パターゴルフ場

（イ）地域の交流の場としての学校体育施設の活用促進

学校体育施設は学校教育に支障のない範囲での貸し出しとなるため、曜日や時間的な制限があり、利用が飽和状態となっている施設もあります。

学校体育施設は、ライフステージやライフスタイルに応じたスポーツに取り組むことができる市民に最も身近なスポーツ活動の場として、また地域のスポーツ活動の拠点となるため、学校体育施設の開放を引き続き推進するとともに、開放学校毎に設置する「学校体育施設開放運営協議会」と連携し、より多くの市民が利用できるよう努めます。

笠間市の学校開放施設

学校名	施設
笠間小学校	体育館 グラウンド 相撲場
旧東小学校	体育館 グラウンド
旧佐城小学校	体育館 グラウンド
旧箱田小学校	体育館 グラウンド
稲田小学校	体育館 グラウンド
穴戸小学校	体育館 グラウンド
友部小学校	体育館 グラウンド
大原小学校	体育館 グラウンド
北川根小学校	体育館 グラウンド
友部第二小学校	体育館 グラウンド
岩間第一小学校	体育館 グラウンド
岩間第二小学校	体育館 グラウンド
岩間第三小学校	体育館 グラウンド
笠間中学校	体育館 グラウンド 武道場
旧東中学校	体育館 グラウンド
稲田中学校	体育館 グラウンド
友部中学校	体育館 グラウンド 武道場 相撲場
友部第二中学校	体育館 グラウンド 武道場
岩間中学校	体育館 グラウンド
みなみ学園義務教育学校（南小校舎）	体育館 グラウンド
みなみ学園義務教育学校（南中校舎）	体育館 グラウンド

《具体的な取り組み》

- ◆新たなスポーツ施設の検討
- ◆既存スポーツ施設の整備・充実
- ◆小学校・中学校における体育施設の活用

4 スポーツ関連団体の育成・連携強化

(1) 現状と課題

- 少子化などによるスポーツ少年団の団数と団員数の減少が課題となっていることから、組織の強化、充実を図るとともに、子どもたちのスポーツへの関心を高めることが求められています。
- 笠間市体育協会は、体育、スポーツ・レクリエーションの普及と振興を図ると同時に競技団体等相互の親睦を深め、市民の体力向上と健康増進を通し、明るいまちづくりに寄与することを目的に設立され、組織の強化を図り自立した運営によるスポーツの推進が求められます。
- 体育協会や各スポーツ団体が指導者の養成や指導技術の向上を図り、競技を志向した選手がスポーツに専念できる環境づくりを推進する必要があります。

(2) 目標

- 少年団については、小学生の加入率を高めるとともに指導者やジュニアリーダーの育成に努め、団活動の活発化を図ります。
- 体育協会については、事業活動の基盤強化を図り、自主運営化を推進します。また、体育協会や指定管理者との連携により、技術指導、指導法等に関する取り組みを図ります。

(3) 施策の内容

ア スポーツ関連団体の育成・連携強化

- スポーツ少年団の本来の目的である「青少年の健全育成」に向けた活動に取り組めるよう支援を行います。
- 体育協会加盟団体による各種事業の開催により、競技スポーツ推進の基盤強化を図ります。また、各競技団体が自立性を備えた組織へ一層発展するよう働きかけを行うとともに、体育協会の自主運営化を推進します。
- 体育協会や指定管理者との連携により、技術指導、指導法、審判技術並びに安全管理に関する研修会の充実を図り、指導者育成体制づくりを推進します。



体育協会褒状授与式



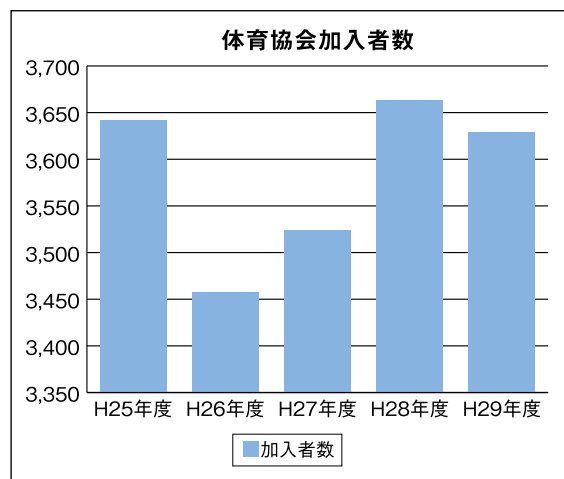
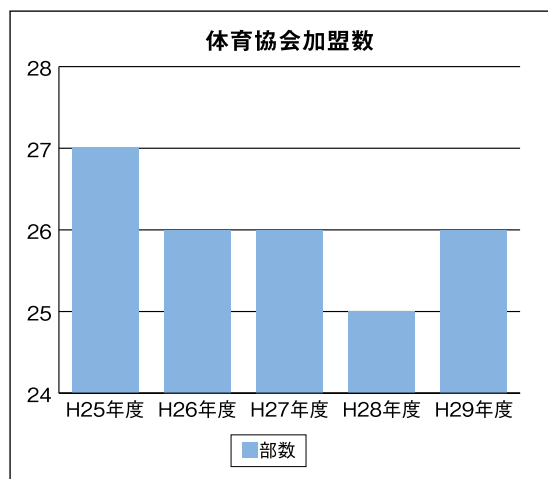
スポーツ少年団講演会

(ア) 体育協会、スポーツ少年団の育成・強化

市民の健康増進・体力増強とスポーツ活動の普及・充実を図ることから、体育協会やスポーツ少年団などスポーツ団体の活動を支援します。また、体育協会、スポーツ団体と連携強化して、市民の多様なスポーツニーズに応えることができるよう、スポーツの普及・振興を図ります。

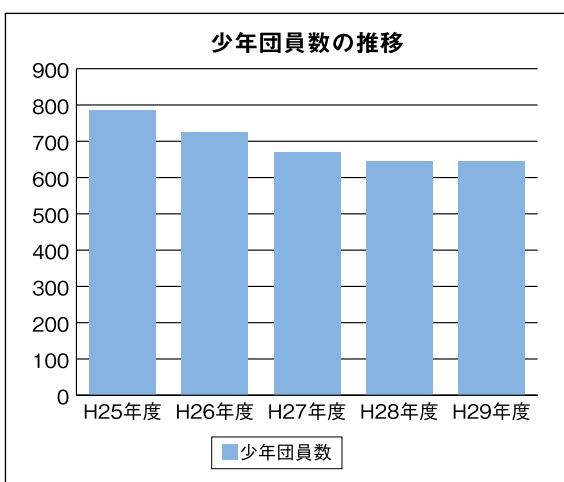
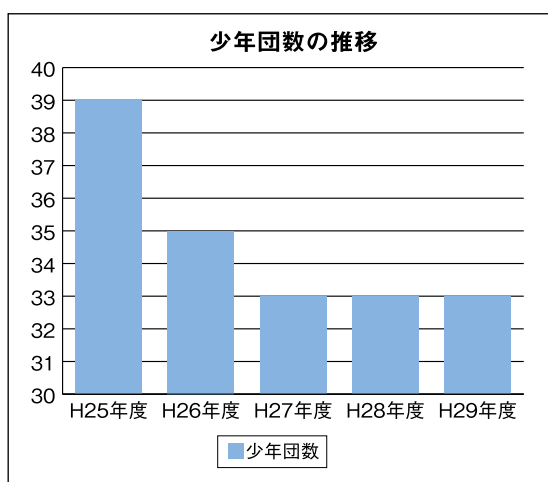
a. 体育協会への支援

本市における競技スポーツは、笠間市体育協会が主体となって推進しており、現在、加盟団体において年間を通して大会等を実施しています。今後においても、体育協会への支援を継続するとともに体育協会の自立性を高め、市民にスポーツ・レクリエーションの場の提供ができるよう、また、スポーツの普及・振興を促進し、競技スポーツの振興と競技力の向上及び新規加入促進を図ります。



b. スポーツ少年団への支援

スポーツ少年団への加入率向上を図るとともに、質の高いスポーツ指導者を求めるニーズに応えるため、有資格指導者の養成を図るなど、スポーツ少年団の活動を支援します。



c. スポーツ団体強化への支援

複数の団体が個別に活動しているスポーツについて、そのスポーツのなお一層の推進を図るため、スポーツ団体の統合・強化に向けた支援を行います。

(イ) スポーツ推進委員協議会の支援及び連携

スポーツ推進委員が地域のスポーツリーダーとしての役割を理解し活躍できるよう講習会への参加を促す等資質の向上に努め、必要な支援を行います。

(ウ) 指定管理者との連携

指定管理者と連携し、市民がスポーツや運動に親しめるきっかけづくりや、スポーツの魅力を一人でも多くの市民に伝えるイベントの充実など、地域交流の場やスポーツ振興の拠点となるよう指定管理者による主催事業（自主事業）の充実を図ります。

《具体的な取り組み》

- ◆体育協会支援・強化事業
- ◆スポーツ少年団の支援連携
- ◆スポーツ推進委員活動の支援
- ◆利用者の掘り起こし等による施設利用促進，管理・運営の充実
 - ・指定管理者と連携した魅力あるプログラム, 教室, 各種イベント事業など主催事業（自主事業）の提供

5 人材育成

(1) 現状と課題

■競技力や安全管理の向上を図るための指導者の育成については、指導者講習会の開催によりスポーツ少年団における指導者資格保有率が向上しています。今後は、より高い指導技術を有する競技指導者や、スポーツリーダー等、スポーツを支える人材の育成が求められます。

(2) 目標

○講習会の開催や指導者講習会の開催による有資格指導者の養成を推進するとともに、大学との連携により、優秀な指導者の育成を目指します。

(3) 施策の内容

ア スポーツ指導者の育成（人材育成）と確保

多様化・高度化してきている市民のスポーツニーズを把握し、適切な指導や対応ができる人材育成に努めるとともに、活動の場を提供できる体制づくりを進めます。

また、競技指導者やスポーツリーダー等、スポーツを支える人が活躍できる環境づくりを推進します。



スポーツ推進委員実技研修会



スポーツ少年団認定指導者講習会

(ア) 指導者の養成・確保

スポーツ推進委員は、市民のスポーツニーズを底辺から支えることから、地域スポーツ振興の推進役であり、行政と市民のパイプ役として期待されています。

熱意と能力のある指導者を積極的に委嘱するとともに、その資質向上のため研修機会の充実を図っていきます。

(イ) 専門的知識を備えた指導者の養成・確保

a. 有資格指導者

質の高いスポーツ指導者を求めるニーズに応えるため、スポーツ少年団認定指導者講習会を定期的に開催し、有資格指導者の養成に努めます。

b. 指導者講習会等への参加

スポーツ指導者の資質は、運動やスポーツの効果に直接影響するだけでなく、その後のスポーツライフの形成にも大きく影響します。そのため、既存団体の指導者や登録制度による指導者に、茨城県体育協会等が行うスポーツリーダー養成講座などへの積極的な参加を呼びかけ、質の高い指導者の養成に努めます。

c. 大学連携による指導者の派遣

大学との連携協力協定により，市内競技団体や学校へ有名大学監督やスポーツ指導者を派遣することにより，指導者のスキルアップや競技者の競技力向上を図ります。

《具体的な取り組み》

- ◆スポーツ推進委員活動支援事業
- ◆スポーツリーダーバンクの活用
- ◆指導者の養成講座
- ◆大学連携による指導者の育成
- ◆大学連携による指導者の派遣
- ◆指導者の育成・活用

関連資料

スポーツ施設関係概要

(笠間地区)

施設名	笠間市民体育館	笠間武道館
電話	0296-72-2101	0296-72-2101
建設年度	昭和46年度	昭和51年度
所在地	笠間市石井2068-1	笠間市石井2068-1
施設概要	建築面積 3,366.7㎡ 本館 3,198.4㎡ 付属棟 168.3㎡ 延べ面積 4,950.0㎡	建築面積 550.3㎡ 延べ面積 462.7㎡
収容人員 及び能力	3,250人	
利用案内	1. 夜間一般開放 月) 卓球・テニス 火) バドミントン・バスケットボール 水) バレーボール 木) テニス 金) バレーボール 土) 卓球・一般 2. 月～土曜日の昼及び日曜日は、予約制 3. 使用料 有料（一部減免有）	1. 夜間一般開放 月) 剣道・合気道・弓道 火) 柔道・空手道・弓道 水) 剣道・合気道 木) 柔道・空手道 金) 柔道・空手道・弓道 土) 剣道・合気道 2. 月～土曜日の昼及び日曜日は、予約制 3. 使用料 有料（一部減免有）
休館日	4. 休館日 ア) 毎月5日・20日 ※土日祝日の時、翌平日 イ) 年末年始	4. 休館日 ア) 毎月5日・20日 ※土日祝日の時、翌平日 イ) 年末年始

施 設 名	笠 間 市 総 合 公 園			
	多目的広場	市民球場	管理棟	芝生スポーツ広場
電 話	0296-72-9330			
建 設 年 度	昭和49年度	平成5年度	平成8年度	平成12年度
所 在 地	笠間市箱田867-1			
施 設 概 要	総面積 55,000㎡ 夜間照明設備 多目的広場：1面 (野球場, ソフトボール)	総面積 16,000㎡ 硬式野球場 ・スコアボード (LED電光掲示板) ・バックスクリーン ・放送設備等	総面積 676.65㎡ 会議室 117.00㎡ シャワー室 (9室) 26.75㎡	フィールド面積 19,764㎡ メインスタンド① 芝スタンド ②
収 容 人 員 及 び 能 力		8,200人収容 (スタンド3,500席)		① 972席 ② 3,000席
利 用 案 内	市民に無料開放 ※夜間照明を利用の場合有料開放	有料開放	1. 会議室有料開放 2. シャワー有料 (コインシャワー)	有料開放
休 場 日	ア) 毎週月曜日 (月曜日が祝日の場合は翌平日) イ) 年末年始			

施 設 名	笠 間 市 総 合 公 園		
	テニスコート	ピクニック広場	グラウンドゴルフ広場
電 話	0296-72-9330		
建 設 年 度	平成16年度	平成12年度	平成29年度
所 在 地	笠間市箱田867-1		
施 設 概 要	総面積 5,140㎡ 砂入り人工芝コート：6面 (内ナイター完備4面)	総面積 13,100㎡ 遊具：6基	総面積 3,100㎡
利 用 案 内	有料開放 ※夜間照明を利用の場合 有料開放	無料開放	無料開放
休 場 日	ア) 毎週月曜日 (月曜日が祝日の場合は翌平日) イ) 年末年始		

施 設 名	高田運動公園	南山スポーツ公園
	無 (予約は総合公園管理棟：0296-72-9330)	
建 設 年 度	昭和58年度	昭和63年度
所 在 地	笠間市福田3012-1	笠間市北吉原321-1-外
施 設 概 要	総面積 13,000㎡ 野球場：1面	フィールド面積 22,000㎡ 野球場：1面
利 用 案 内	無料開放	無料開放
休 場 日	ア) 毎週月曜日 (月曜日が祝日の場合は翌平日) イ) 年末年始	

(友部地区)

施 設 名	柿橋グラウンド	柿橋テニスコート	鴻巣グラウンド
電 話	無 (予約は友部公民館 :0296-77-7533)		
建 設 年 度	昭和62年度	平成4年度	昭和55年度
所 在 地	笠間市鯉淵 6525-18	笠間市鯉淵 6525-32	笠間市鴻巣 525-10
施 設 概 要	総面積 24,417㎡ 野球場 :1面 ソフトボール :2面	総面積 2,886㎡ ラバーコート :4面 ※ナイター有	総面積 9,514㎡ 野球場 :1面 ソフトボール :1面
利 用 案 内	無料開放	無料開放 ※ナイターを利用の場合 有料開放	無料開放

施 設 名	北山グラウンド	大原グラウンド	橋爪弓道場
電 話	無 (予約は友部公民館 :0296-77-7533)		
建 設 年 度	昭和58年度	平成元年度	昭和61年度
所 在 地	笠間市平町 1416-62	笠間市小原 4118-1	笠間市橋爪604
施 設 概 要	総面積 21,060㎡ 野球場 :1面 ソフトボール :1面	総面積 1 2,549㎡ 野球場 :1面	総面積 4,237㎡ 三人立 66㎡
利 用 案 内	無料開放	無料開放	無料開放

施 設 名	北川根ふれあい広場		ゆかいふれあいセンター
	野球場・多目的広場	休憩広場・遊具広場	
電 話	無 (予約は友部公民館 :0296-77-7533)		0296-78-3796
建 設 年 度	平成4年度		平成6年度
所 在 地	笠間市湯崎1111-1		笠間市長兎路仁古田入会地 1-171
施 設 概 要	総面積 43,886㎡		建設面積
	野球場 :1面 多目的広場 :1面 (サッカー, ミニサッカー)	遊具広場 ・遊具 :2基 休憩広場	3,012.96㎡ 延床面積 2,668.67㎡ 温水プール (25m×7コース), 幼児用プール, トレーニング室, スタジオ, グラウンド (野球場1面), パターゴルフ場
利 用 案 内	無料開放	無料開放	利用料 : 有料 (グラウンドは無料) 休館日 : ア) 毎週月曜日 (月曜日が祝日の場合は翌平日) イ) 年末年始

施 設 名	岩間海洋センター B & G		岩間総合運動公園
	プール	体育館	
電 話	0299-45-7085		
建 設 年 度	昭和58年度		
所 在 地	笠間市押辺2259-1		
施 設 概 要	総面積 1,144㎡ 大人用：25m×6コース 325㎡ 幼児用：60㎡	総面積 1,178.73㎡ アリーナ（競技場） 725㎡ トイレ、更衣室、会議室、 事務室	総面積 40,979㎡ 多目的グラウンド：3面 （軟式野球・ソフトボ ール・サッカー） 芝生多目的広場：1面 ターゲットバードゴルフ場
	利用案内	1. 使用期間 7／1～9／10まで 2. 有料にて一般開放	無料開放
休 場 日	ア) 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日） イ) 年末年始		

26

スポーツ推進計画用語

1 笠間市スポーツ推進審議会

スポーツ基本法第31条の規定により設置され、スポーツの推進に関する重要事項の調査審議のほか、団体に対する補助金の交付（同法第35条）についての意見を聴くための機関です。

2 スポーツ推進委員

市町村におけるスポーツの推進のため、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う者（スポーツ基本法第32条第2項）のこと。旧体育指導委員。

3 トップスポーツ

国際競技大会が行われるような競技性の高いスポーツ。また、競技性の高いスポーツ（プロを含む）を行う選手、コーチ、審判、チーム等を指す。

4 トップアスリート

その競技で最高水準の実力を認められている運動選手。

5 スポーツ団体

スポーツ基本法第2条第2項において、「スポーツの振興のための事業を主たる目的とする団体をいう」とされており、住民が主体的に運営する地域スポーツクラブ等を広く含むもの。

笠間市スポーツ推進計画の策定経過

平成29年 8月25日 本計画策定について笠間市スポーツ推進審議会へ諮問

平成30年 1月25日 本計画（案）について笠間市スポーツ推進審議会で審議

平成30年 3月 8日 本計画策定について笠間市スポーツ推進審議会から答申

笠間市スポーツ推進審議会委員名簿

任期：平成28年7月1日～平成30年6月30日

氏 名	所属団体等	備 考
大関 久義	議会推薦 (H28.12.15～)	
川堀 一郎	体育協会	
小西 清	体育協会	
柿長 敬一	スポーツ少年団	
柴沼 一夫	スポーツ推進委員協議会	
小池 幸子	スポーツ推進委員協議会	
金澤 彰	学校長会 (H29.4.8～)	
柏 慎一	PTA連絡協議会 (H29.5.13～)	
沼尻 満男	指定管理者	

笠間市スポーツ推進審議会条例

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、笠間市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平23条例19・全改)

(組織)

第2条 審議会は、教育委員会が任命する10人以内の委員をもって組織する。

(平23条例19・旧第3条繰上・一部改正)

(任期)

第3条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任することができる。

(平23条例19・旧第4条繰上)

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平23条例19・旧第5条繰上)

附 則

この条例は、平成18年3月19日から施行する。

附 則(平成23年条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の笠間市スポーツ振興審議会条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により任命された笠間市スポーツ振興審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の笠間市スポーツ推進審議会条例(以下「改正後の条例」という。)の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

笠間市スポーツ推進審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、笠間市スポーツ推進審議会条例(平成18年笠間市条例第192号)第4条の規定に基づき、笠間市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)の運営に必要な事項を定めるものとする。

(平23教委規則6・全改)

(任務)

第2条 審議会は、笠間市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、スポーツの推進に関する次の各号に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関し教育委員会に建議する。

- (1) スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) 法第35条の規定により補助金の交付について意見を述べること。
- (3) 施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 指導者の養成及び資質の向上に関すること。
- (5) 事業の実施及び奨励に関すること。
- (6) 関係団体の育成に関すること。
- (7) 技術水準の向上に関すること。
- (8) 事故の防止に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、スポーツ推進のため必要と認められる事項に関すること。

(平23教委規則6・全改)

(委員長及び副委員長)

第3条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、審議会委員(以下「委員」という。)の互選とする。

3 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員長が必要と認めたとき及び教育委員会の要請に基づき招集する。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

4 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、教育委員会において行う。

(その他)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月19日から施行する。

附 則(平成23年教委規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の笠間市スポーツ振興審議会規則第3条第2項の規定により選任された委員長又は副委員長である者は、それぞれ、この規則の施行の日に、第3条第2項の規定により審議会の委員長又は副委員長として選任されたものとみなす。

スポーツ基本法（抜粋）

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条—第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条—第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条—第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備(第三十条―第三十二条)

第五章 国の補助等(第三十三条―第三十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。)、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。以下同じ。)が国際競技大会(オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。)又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条 に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項 の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあっては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。



笠間市スポーツ推進計画

平成30年3月

発行・編集

笠間市教育委員会スポーツ振興課

〒309-1792 茨城県笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101